



宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員
宮崎市監査委員

梶 荒 星 近

谷 木 山 藤

欣 敏 健 康

也 崎 委 印
宮 監 査 之 子

財政援助団体等監査結果の公表について

地方自治法第 199 条の規定に基づく財政援助団体等監査の結果を下記のとおり公表します。

記

1 監査の対象

宮崎市の出資・出捐及び公の施設の指定管理に係る社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団の平成 28 年度及び平成 29 年度の出納その他の事務の執行並びに市所管課（福祉総務課、長寿支援課、子育て支援課、親子保健課、商業労政課）の同団体に対する事務の執行

2 監査の場所

社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団の事務所及び監査室

3 監査の実施期間

平成 31 年 2 月 1 日から平成 31 年 3 月 20 日まで

4 監査の着眼点

別紙に掲げる着眼点について、監査を実施した。

5 監査の方法

社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団及び市所管課（福祉総務課、長寿支援課、子育て支援課、親子保健課、商業労政課）に対し、監査の対象事務に関する資料の提出を求め、市の出資・出捐及び公の施設の指定管理に係る出納その他の事務の執行が法令、規則等に準拠して適正かつ効率的に行われ、目的が適切に達成されているかについて、提出された資料及び関係帳簿・書類の確認を行うとともに、関係人から説明を聴取し実施した。

6 監査の結果

(1) 社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団

次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

①平成 28 年度及び平成 29 年度の予算の流用について、経理規程に「拠点区分内における中区分の勘定科目相互間において予算を流用することができる。」と規定されているにもかかわらず、大区分の勘定科目間において流用しているものがあつた（平成 28 年度：20 件中 5 件、平成 29 年度：55 件中 5 件）。

②平成 28 年度の事務局長の市外旅行（7 月 14 日～15 日 那覇市）について、社会福祉法人宮崎市社会福祉事業団旅費規程に出張地内における鉄道賃は支給しないと規定されているにもかかわらず、那覇空港（那覇市）から会場（那覇市）までのモノレールの運賃（600 円）を支給していた。一方、日当について、3,900 円支給すべきところ 3,300 円、宿泊料について、13,100 円支給すべきところ、10,900 円支給していた。

【正】	【誤】
航空賃 34,300 円	航空賃 36,100 円
日当 3,900 円	鉄道賃 600 円
宿泊料 13,100 円	日当 3,300 円
	<u>宿泊料 10,900 円</u>
合 計 51,300 円	合 計 50,900 円

監査の過程において改善が望まれる事項が見受けられたので、以下のとおり意見を付す。

①平成 28 年度及び平成 29 年度の勘定科目間の流用及び平成 29 年度予備費の使用について、経理規程では理事長の承認を得ることと規定されているが、一方、事務決裁規程では、平成 28 年度は常務理事の専決、平成 29 年度は副理事長の専決と規定されており、規程の整合性が図られていなかった。については、円滑に事務処理を行うため、実態に即した規程の見直しを検討されたい。

(2) 市所管課（福祉総務課、長寿支援課、子育て支援課、親子保健課、商業労政課）
福祉総務課、親子保健課については、適正かつ効率的に執行されていると認めた。また、子育て支援課については、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認めたが、長寿支援課、商業労政課については、次のとおり改善を要する事項（指摘事項）があった。今後、適正な事務の執行に努められたい。

(長寿支援課)

①北部老人福祉センター及び青少年プラザ、南部老人福祉センター、赤江老人福祉センター、跡江老人いこいの家、住吉老人いこいの家、古城老人いこいの家に係る指定管理業務について、次のような不備があった。

ア. 平成 28 年度及び平成 29 年度の 北部老人福祉センター及び青少年プラザ、南部老人福祉センター、赤江老人福祉センター、跡江老人いこいの家、住吉老人いこいの家、古城老人いこいの家の指定管理に係る収支決算書について、私用電話やコピー機の使用料及び自動販売機設置に伴う収入があることから、社会福祉法人会計基準（平成 28 年 3 月 31 日厚生労働省令第 79 号）に基づき、指定管理者は総勘定元帳にそれぞれの収入として適正に計上しているものの、市は収支決算書に支出費用（科目：教養娯楽費、光熱水費、賃借料）と相殺した額を計上させていた。

・北部老人福祉センター及び青少年プラザ

自動販売機（青少年プラザ）設置に伴う収入を教養娯楽費、光熱水費、賃借料と相殺

・南部老人福祉センター

私用電話使用料、コピー機使用料を教養娯楽費と相殺、自動販売機設置に伴う収入を教養娯楽費、光熱水費、賃借料と相殺

・赤江老人福祉センター

私用電話使用料、コピー機使用料を教養娯楽費と相殺

・跡江老人いこいの家

私用電話使用料、コピー機使用料を教養娯楽費と相殺

・住吉老人いこいの家

私用電話使用料、コピー機使用料を教養娯楽費と相殺

・古城老人いこいの家

私用電話使用料、コピー機使用料を教養娯楽費と相殺

イ. 平成 29 年度の北部老人福祉センター及び青少年プラザ（指定管理料：34,345,000 円）及び南部老人福祉センター等（指定管理料：55,027,000 円）に係る管理運営の年度協定書の締結について、副市長の専決であるにもかかわらず、課長決裁としていた。

(商業労政課)

①宮崎市青少年プラザの利用料金及び利用料金の減免基準等について、市長決裁が必要であるにもかかわらず、部長決裁により承認していた。

着眼点

(1) 監査対象団体関係

項目	着眼点
団体の概要把握	定款・経理規程等の整備状況を確認し、現状との整合性を確認する。
団体の財務分析	決算諸表等を点検し、それらが法令等に準拠して作成されているか、事業成績、財政状況を適正に表示しているかを確認する。併せて、経常収益・経常費用・経常利益・利益剰余金の推移及び各費用等の変動調査を行い、経営状況を確認する。
財政的援助	事業計画書、予算書及び決算諸表等と所管部局へ提出した補助金等の交付申請書、実績報告書は符合するか。 事業は、計画及び交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助対象事業以外に流用されていないか。 出納関係帳票の整備、記帳は適正になされているか。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。 補助金等に係る収支の会計経理は適正になされているか。 精算報告は適正に行われているか。
指定管理	協定等に基づく義務の履行は適切に行われているか。 利用料金の設定等は適正になされているか。 使用料等の収納等は適正になされているか。 利用促進のための努力はなされているか。 公の施設の管理に係る収支合計経理は適正になされているか。また、他の事業との会計区分は明確になっているか。 公の施設の管理に係る出納関係帳簿の整理、記帳は適正になされているか。また、領収証等の証拠書類の整備、保存は適切になされているか。

(2) 所管課関係

項目	着眼点
出資証等	出資・出捐に係る有価証券の保管状況を確認する。有価証券は公有財産台帳に登録され、決算書類に適正に表示されているかを確認する。
権利行使	株主総会、理事会等に係る書類・報告書を閲覧し、所管課において、出資者としての権利行使が適切に行われているかを確認する。
指導監督	報告書等を確認し、所管課において、法人の経営成績、財政状況等が正確に把握され、必要な措置が講じられているかを確認する。
財政的援助	支出対象及び支出金額に誤りはないか。 補助金等交付要綱は定められているか。 受付等の処理は適正に行われているか。 交付要綱・規程に定められた審査は十分に行われているか。 交付決定通知は行われているか。また、前金払・概算払の場合、補助金交付請求書は交付決定後に提出されているか。 支出事務等の処理は適正に行われているか。 実績報告は補助事業完了後30日以内に行われているか。また、実績報告に基づく成果の確認は行われているか。 概算払の場合、精算は適時適切に行われているか。 確定通知は行われているか。 補助の効果は確認されているか。また、補助効果の点から整理すべきものはないか。
指定管理	告示がされているか。 基本協定・年度協定は締結されているか。 利用料金の手続きは適正に行われているか。 使用料等の収納委託は適正に行われているか。 モニタリングは適時行われているか。